

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第12号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当の支給) 第13条～第19条 略</p> <p><u>(地域手当の端数計算)</u> <u>第19条の2 条例第21条の2第2項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第24条の3第4項及び第5項、第24条の6第3項並びに第27条第2項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</u></p> <p>(管理職手当の支給) 第20条 略</p>	<p>(扶養手当の支給) 第13条～第19条 略</p> <p>(管理職手当の支給) 第20条 略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。